○経済産業省令第四十二号

学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）の規定に基づき、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月六日

経済産業大臣　世耕　弘成

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
（試験委員） **第百二十七条**　法第三十八条の二十三第二項の経済産業省令で定める要件は、次の各号の一に該当する者であることとする。 一　［略］ 二　学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は従前の規定による大学若しくは専門学校において理学又は工学に関する課程を修めて卒業した者であって、液化石油ガス設備工事の作業に関する三年以上の経験を有するもの 三・四　［略］	（試験委員） **第百二十七条**　法第三十八条の二十三第二項の経済産業省令で定める要件は、次の各号の一に該当する者であることとする。 一　［略］ 二　学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は従前の規定による大学若しくは専門学校において理学又は工学に関する課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であって、液化石油ガス設備工事の作業に関する三年以上の経験を有するもの 三・四　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○経済産業省令第四十三号

学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、及び特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（昭和五十四年法律第三十三号）の規定に基づき、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月六日

経済産業大臣　世耕　弘成

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
（資格講習実施の義務） **第四条**　指定資格講習機関は、公正に、かつ、次の各号に掲げる基準に適合する方法により資格講習を行わなければならない。 一　［略］ 二　次の表の第一欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる範囲について、同表の第三欄に掲げる条件のいずれかに適合する講師により、同表の第四欄に掲げる時間以上の講義により行うこと。	（資格講習実施の義務） **第四条**　指定資格講習機関は、公正に、かつ、次の各号に掲げる基準に適合する方法により資格講習を行わなければならない。 一　［略］ 二　次の表の第一欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる範囲について、同表の第三欄に掲げる条件のいずれかに適合する講師により、同表の第四欄に掲げる時間以上の講義により行うこと。

科目	範囲	講師	時間
ガスに関する基礎知識	［略］	一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは高等専門学校又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において化学に関する学科の課程を修めて卒業した者（当該学科の課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であること。 二～四　［略］	［略］

科目	範囲	講師	時間
ガスに関する基礎知識	［略］	一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは高等専門学校又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において化学に関する学科の課程を修めて卒業した者であること。 二～四　［略］	［略］